

スズメバチの駆除費用を補助します

町内の敷地などに営巣したスズメバチの巣を駆除業者に依頼して駆除した方に、補助金を交付します。

【対 象】

- ・町税等の滞納のない方
- ・町内の敷地・建物などにスズメバチが営巣した巣を駆除業者に依頼して駆除した個人（事業者の方は対象になりません。）

【対象費用】

- ・駆除に要した費用（足場の設置など、駆除以外に要した費用は対象になりません。）

【補助額】

- ・駆除に要した費用の2分の1（限度額は1万円）

【申請方法】

- ・駆除を行った後申請書に次の書類を添えて1か月以内に申請してください。

①補助対象経費の明細が記載された領収書

②駆除をした場所の位置図

③写真3枚

- ・駆除を行う敷地や建物などの全体の写真
- ・スズメバチの巣とわかる駆除前の写真
- ・駆除前の写真と同じ位置から撮影した駆除後の写真

【期 限】

領収書が発行されてから1か月以内。

なお、予算に限りがありますので、事前に確認をお願いします。

照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～裏面もご覧ください～

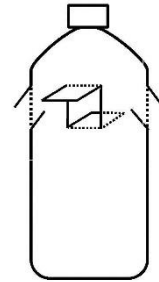


スズメバチトラップを紹介します

スズメバチの出没が増える前に駆除することで、スズメバチの被害を抑制することができます。こちらではスズメバチトラップを紹介します。

【材 料】

ペットボトル(1.5ℓほどの大きさのもの)
焼酎、オレンジジュース、ひも、カッター



【作り方】

- ① ペットボトルの上部に 1.5cm 四方の穴を 3 か所あける。(H 型に切れ込みを入れ、上側を手前に、下側を奥に曲げると、スズメバチが脱出しにくくなります。)
- ② 焼酎とオレンジジュースを 1 : 1 で混ぜ、ペットボトルに 10cm ほどの高さまで入れる。
- ③ ペットボトルにひもを付け、1.5m から 2m ほどの高さの樹木で直射日光の当たらない場所に吊るす。

※設置後 2 週間またはペットボトルに虫がいっぱいになったら交換してください。

【注 意】

- ・スズメバチトラップはスズメバチをおびきよせるものになりますので、人通りの多い所などには設置しないでください。
- ・女王バチが冬眠から目覚めて活動し始める 4 月から 5 月ごろの設置が効果的です。6 月以降は働きバチが活動し始め、働きバチをおびきよせてしまい危険ですので、設置しないでください。
- ・スズメバチトラップは予防的なものであり、完全に駆除することはできません。スズメバチの巣を見つけたら、専門の業者などに依頼して巣の駆除をしてください。
なお、町ではスズメバチの駆除を業者に依頼した方に補助金を交付していますので、相談してください。

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和 6 年 3 月 25 日発行】

令和6年度「にこにこ運動教室」(前期)

「いくつになってもいきいきと暮らしたい」その願いを実現するための取り組みとして、無理なく足腰を鍛えていただく内容となっています。
元気なうちからの取り組みが大切です。運動教室と一緒に体を動かしてみませんか。

【日 時】 時間：各会場ともに 10時から 12時まで

山崎集会所 (湯本地域)	社会教育センター (温泉地域)	さくら館 (宮城野地域)	仙石原文化センター (仙石原地域)	箱根集会所 (箱根地域)
5月17日(金)	5月16日(木)	5月15日(水)	5月14日(火)	5月13日(月)
5月24日(金)	5月23日(木)	5月22日(水)	5月21日(火)	5月20日(月)
5月31日(金)	5月30日(木)	5月29日(水)	5月28日(火)	5月27日(月)
6月7日(金)	6月6日(木)	6月5日(水)	6月4日(火)	6月3日(月)
6月14日(金)	6月13日(木)	6月12日(水)	6月11日(火)	6月10日(月)
6月21日(金)	6月20日(木)	6月19日(水)	6月18日(火)	6月17日(月)
6月28日(金)	6月27日(木)	6月26日(水)	6月25日(火)	6月24日(月)
7月5日(金)	7月4日(木)	7月3日(水)	7月2日(火)	7月1日(月)
7月12日(金)	7月11日(木)	7月10日(水)	7月9日(火)	7月8日(月)
7月19日(金)	7月18日(木)	7月17日(水)	7月23日(火)	7月22日(月)
7月26日(金)	7月25日(木)	7月24日(水)	7月30日(火)	7月29日(月)
8月2日(金)	8月1日(木)	7月31日(水)	8月6日(火)	8月5日(月)
8月9日(金)	8月8日(木)	8月7日(水)	8月20日(火)	8月19日(月)
8月23日(金)	8月22日(木)	8月21日(水)	8月27日(火)	8月26日(月)
8月30日(金)	8月29日(木)	8月28日(水)	9月3日(火)	9月2日(月)

【内 容】

日常生活に取り入れられる簡単な体操、レクリエーションなどの実技。

【対 象】

町内に住所を有する65歳以上の方で、医師に運動を止められていない方(軽度な運動や自力歩行が可能な方)、会場までの自力来所が可能な方。

【募集人数】 各会場 25人

定員を超えた場合は、前年度に受講されていない方を優先し抽選になります。なお、複数の会場の申し込みはできません。

【申込方法】

4月15日(月)まで申し込みを受け付けますので、電話で申し込んでください。

※会場の定員枠の空きがあれば、それ以降も随時受け付けております。

申込・照会先 福祉課高齢福祉係 電話(85)7790

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

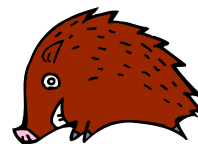
5年度2月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	3	2	5	6	9	25	わな 25、銃器 0
ニホンジカ	19	5	11	67	68	170	わな 164、銃器 6

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大切です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために (町ホームページ)



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

譲ります

(3月7日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1391	ファミリー卓球台	組立て式、箱入り、付属品有り 大きさ (幅 80 cm 奥 160 cm 高 100 cm)	普通	無料
1392	スチームユニオン	高圧スチーム洗浄機 箱入り、付属品有り	新品	要相談
1393	バイク用ヘルメット	フルフェイス 複数個有り	多少傷有	無料
1394	一輪車(ネコ車)の タイヤ		新品	要相談
1395	軽トラック用 荷台シート		多少傷有	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2145	ダイヤルカム (ミシンの部品)	ジャノメ社製、 品番 680 の付属部品	普通	要相談

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 掲載期間は登録日から6か月間です。

※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。

※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。

※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話 (85) 9565
e-mail: web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

